

令和6年4月改正

個人の利用対象拡大が継続されました!
(令和7年3月末までの期間限定)

がんばる企業を応援します。

三重県信用保証協会

保証付借入金がある中小企業のみならず

保証期間
最大
10年!

※返済緩和している保証付借入を返済対象とする場合、最大15年!

月々の
返済負担が
軽減!

資金繰りの
円滑化に
おすすめ!

据置期間の設定が
可能になりました!

借換保証みえ

既存保証付借入金を借り換えることにより、資金繰りの円滑化を図りませんか?

借換保証みえ ご利用のメリット

既存の保証付借入金

〈例〉既存保証付借入金2口ある場合

保証付借入金①



保証付借入金②



2口で

毎月合計45万円の返済

借換保証みえを利用すると...

- 複数の保証付借入金を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担が軽減されます
- 借換と同時に新たな事業資金(ニューマネー)を上乗せすることも可能です(下記参照)

融資額3,000万円(ニューマネー1,000万円)で借換した場合



新たな事業資金が確保でき、

毎月25万円の返済に!

月20万円の
軽減!!

※借換事例の一つであり、すべての申込に適用されるものではありませんので、ご了承ください。

借換保証みえの概要

資格要件

お申込み時点で、三重県信用保証協会の保証利用残高がある法人または個人（個人の場合は青色申告複式簿記に限る）
ただし、金融機関推薦書の提出により個人で青色単式または白色申告の方も利用可（令和7年3月31日協会申込受付分まで）

期間限定

保証限度額

無担保保証 8,000万円
普通保証 2億円（組合の場合は4億円）
※ほかの保証利用残高と合算となります

資金使途

運転資金及び設備資金
※既存保証付借入金の返済資金が伴うこと

返済方法

元金均等毎月返済

保証期間

10年以内（据置期間1年以内）
※返済対象の保証付借入債権が返済緩和している場合、金融機関との取引内容を加味し、15年以内（据置期間1年以内、ただし新規の融資分を含む場合は据置期間2年以内）

貸付形式

証書貸付

貸付利率

金融機関所定

保証料率

一般保証に準じる（0.45～1.90%）
※担保提供がある方や会計参与設置会社であることを報告いただいた方は、保証料を各々0.1%割り引きます。

担保

一般保証に準じる

保証人

必要に応じて徴求する。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

その他

借換対象となる既存保証付借入金の適用されている制度等によって借換ができない場合があります。詳しくは保証協会へご相談ください。

*保証申込には審査がございます。審査の結果、お客様のご希望に添えないこともあります。
*金融あっせん屋等の第三者が介入した保証申込は固くお断りします。
*反社会的勢力とは取引いたしません。



お問い合わせ・ご相談は、金融機関または三重県信用保証協会まで

本店

〒514-0003
津市桜橋3丁目399番地
TEL 059-229-6014
FAX 059-229-6344



四日市支店

〒510-0085
四日市市諏訪町4番5号
四日市諏訪町ビル5階
TEL 059-353-9161
FAX 059-354-2046

